

経済産業省

20150529商局第3号

平成27年5月29日

別記3宛て（各通）

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

火薬類に係る重要施設におけるテロ対策の強化について

シリアにおける邦人殺害テロ事件など、国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、平成27年5月29日に、内閣の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）において、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」が別添のとおり取りまとめられました。

これを踏まえ、貴職におかれては、火薬類を取り扱う事業者に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。
 - 火薬類に係る重要施設（火薬類の製造所、火薬庫等。以下「施設」という。）における自主警備体制
 - 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施

- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1. の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. 火薬類の管理徹底等を行うこと。

- (1) テロリストに利用され得る火薬類を取り扱う施設においては、火薬類の管理を徹底すること。
- (2) 火薬類の紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上

(別記3)

北海道知事

青森県知事

秋田県知事

山形県知事

岩手県知事

宮城県知事

福島県知事

栃木県知事

茨城県知事

群馬県知事

埼玉県知事

東京都知事

千葉県知事

神奈川県知事

新潟県知事

長野県知事

山梨県知事

静岡県知事

愛知県知事

岐阜県知事

三重県知事

富山県知事

石川県知事

福井県知事

滋賀県知事

京都府知事

奈良県知事

和歌山県知事

大阪府知事

兵庫県知事

岡山県知事

広島県知事

鳥取県知事

島根県知事

山口県知事

香川県知事

愛媛県知事

徳島県知事

高知県知事

福岡県知事

佐賀県知事

長崎県知事

熊本県知事

大分県知事

宮崎県知事

鹿児島県知事

沖縄県知事